

静岡県告示第1024号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成28年11月29日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

西河内下水神 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番	
静岡市	清水区	土	下水神	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線に囲まれた区域	
				83-3	1号
				13-4	2号
				86	3号
				81-1	4号
				81-1	5号
				81-2	6号
				73-3	7号
				78-1	8号
80-2	9号				